# 奨学金の貸与を希望する皆さんへ

## ［　在学募集（令和8年度版）　］

○　この奨学金は、**給付（もらう）ではなく、貸与（借りる）**するものです。

○　この奨学金の**貸与を受けるのは、申請者（生徒）本人**であり、奨学金の貸与終了後は、**申請者（生徒）本人及び連帯保証人**に返還義務があります。

○　貸与終了後、**必ず返還する義務があることを承知した上で**申請してください。

○　申請に関する問合せは、学校の奨学金担当者へお尋ねください。

**学校への提出期限：令和8年　　月　　日**

公益財団法人鹿児島県育英財団

## １　募集の趣旨

この奨学制度は、**学力及び人物が優れている**にもかかわらず、**経済的理由によって修学が困難**な生徒に対して奨学金の貸与を行い、もって本県教育の発展を図るものです。

## ２ 奨学金の種類、貸与月額

| 奨学金の種類 | 募集人員 | 区分 | 通学区分 | 貸与月額 |
|---|---|---|---|---|
| 高等学校奨学金 | １，２８０人程度 | 国公立 | 自宅 | １８，０００円 |
| | | | 自宅外 | ２３，０００円 |
| | | 私　立 | 自宅 | ３０，０００円 |
| | | | 自宅外 | ３５，０００円 |
| 高等学校再編整備特別奨学金 | １０人程度 | 公　立 | 自宅外 | ２３，０００円 |
| 交通遺児等奨学金 | 若干名 | 国公立 | | ２４，０００円 |
| | | 私　立 | | ３６，０００円 |

（注１）　通学区分の「自宅」とは、生計維持者※と同居し通学する場合で、「自宅外」とは、生計維持者と別居し寮などから通学する場合です。

※　生計維持者とは、申請者の父及び母又はこれに代わって家計を支えている者をいいます。生計維持者となる者の例については、参考資料「生計維持者について」を確認してください。

（注２）　**高等専門学校は、原則、高等学校奨学金の対象外です。奨学金を希望する場合は、日本学生支援機構の奨学金を申請してください。**ただし、日本学生支援機構の採用基準を満たさないと思われる場合は、申請前に学校を通じて当財団に相談してください。（第１学年から第３学年に限る。）

（注３）　募集人員を超える申請があった場合は、応募資格や応募基準を満たしていても採用されないことがあります。

## ３ 奨学金貸与期間

貸与期間は、原則として、令和８年４月から卒業するまでの正規の修学期間です。

## ４ 応募の資格

### ⑴　高等学校奨学金

鹿児島県内に生活の本拠を有する者の子等で、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校（高等課程）（以下「高等学校等」という。）に在学する者です。

### ⑵　高等学校再編整備特別奨学金

鹿児島県内に生活の本拠を有する者の子等で、別表の右欄に掲げる区域内の中学校又は義務教育学校（以下「中学校等」という。）から左欄に掲げる高等学校に進学した者のうち、自宅から通学することが困難ために進学に伴って保護者と別居することになった１年生です。

### ⑶　交通遺児等奨学金

鹿児島県内に生活の本拠を有する者の子等で、次の各号に該当する者です。

ア　保護者等が道路等における交通事故（陸上、海上、航空）で死亡又は負傷のため著しい後遺障害があって働けなくなった家庭の子等

イ　高等学校等及び高等専門学校に在学する者

## ５ 奨学金の選考基準

応募の資格を有し、人物及び学力の基準を満たす者について学校長が推薦し、推薦された者の家計を含め、総合的に審査・選考を行います。

⑴ **人物**

次のア～ウの各号の全てに該当する者

ア　中途で学業を放棄することがないと思われる者

イ　学習活動、その他生活全般を通じて、態度・行動が生徒としてふさわしく、 将来良識ある社会人として活動できる見込みがある者

ウ　奨学金返還の義務について、責任を自覚できる者

⑵ **学力基準**

次のア又はイの基準を満たす者

ア　前学年（高等学校１年生相当学年の者にあっては、中学校３年生相当学年とする。）の全履修教科・科目における学業成績の評定平均値が、５段階評価で**３．０以上**である者。

ただし、**３．０未満であっても、勉学意欲があり、かつ高等学校等を卒業できる程度の学力を有する者であると認められる場合、「３．０相当」として、特例として推薦**することができる。

イ　アには該当しないが、**勉学意欲がある者**

⑶ **家計基準**

**ア　学力基準アに該当する場合**

生計維持者の貸与額算定基準額の合計が 189,400 円（交通遺児奨学金は 381,500 円）以下であること。

（貸与額算定基準額の算定方法は 別紙１ を参照）

**イ　学力基準イに該当する場合**

生計維持者の貸与額算定基準額の合計が 51,300 円以下であること。

（貸与額算定基準額の算定方法は 別紙２ を参照）

## ６ 応募に必要な書類

奨学金の応募には、次の書類が必要です。必要な書類は、在学している学校から受け取り、表紙に書かれた提出期限までに、学校へ提出してください。

⑴ **全員が提出するもの**

| | |
|---|---|
| ア | **奨学金貸与申請書**（高等学校等奨学生：在学募集）（第１号様式） |
| イ | **奨学金振込口座届**（別紙様式３） |
| ウ | **令和８年度高等学校等奨学生在学募集チェックシート** |
| エ | **生計維持者の令和７年度（令和６年分）所得額課税額証明書（原本）又は<br>世帯全員分の名前が記載された生活保護受給証明書（原本）**<br><br>※　**所得額課税額証明書は、①～⑦の項目が記載された証明書の発行を依頼**すること。<br>なお、②、③の記載がない場合は、それぞれ０円として審査を行う。<br>①課税標準額　②調整控除額　③税額調整額　④扶養親族数及び内訳<br>⑤控除等に係る本人該当区分　⑥合計所得金額　⑦総所得金額等 |

| | |
|---|---|
| | ※　**生活保護受給証明書は、市町村役場又は福祉事務所が発行**するものとする。<br>※　**令和８年度予約募集で不採用になった者**は、令和７年 12 月３日付けで育英財団から通知した**選考結果通知の写し**をもって、生計維持者の所得額課税額証明書に代えることができる。 |

「所得額課税額証明書」について
「所得額課税額証明書」は、令和７年１月１日時点に居住している市区町村から発行されるが、書類の名称が異なる場合があります。
また、上記エに記載した項目が記載された証明書の発行について、コンビニ交付されない市区町村もあるため、交付を受ける際は、市区町村の税担当窓口へ確認してください。

⑵　**該当者のみ提出するもの**

| | 該当区分 | 提出書類 |
|---|---|---|
| ア | 児童養護施設等に入所している者（18歳となる前日まで入所していた者も含む。） | **入所等を証明する書類（原本）**<br>【施設長等が記入した別紙様式１又は施設長等が発行する施設等在籍証明書、児童（里親）委託証明書等】 |
| イ | 里親に養育されている者 | |
| ウ | 失業中の場合　**（希望者のみ）**<br>（令和６年中に就労していたが、応募時において失業中の場合） | **離職日の確認できる書類**<br>【離職証明書、雇用保険被保険者離職票の写し、解雇通知書等】 |
| エ | 収入が著しく減少した場合<br>**（希望者のみ）**<br>（令和６年中に就労していたが、申込までの間に再就職等により収入が著しく減少した場合） | **申請時から向こう１年間の収入見込み額が分かる証明書（原本）**<br>【会社等が記載した別紙様式２又は会社等独自の様式】 |
| オ | 交通遺児奨学金に申請する場合 | **交通事故証明書（原本）**<br>※自動車安全運転センター発行等、事故の内容や発生日時が分かる証明書 |

**（ウ）、（エ）については、審査の結果、貸与額算定基準額が基準額を満たさず、減少後の収入額で再審査を希望する場合のみ提出**してください。
その他、育英財団が必要と認める書類の提出を依頼する場合があります。
**なお、一度提出された書類は、原則、返却できません。**

## ７　住所コード一覧

| 市町村名 | 住所コード |
|---|---|
| 鹿児島市 | 46201 |
| 鹿屋市 | 46203 |
| 枕崎市 | 46204 |
| いちき串木野市 | 46218 |

| 市町村名 | 住所コード |
|---|---|
| 志布志市 | 46221 |
| 南九州市 | 46223 |
| 姶良市 | 46225 |
| 鹿児島郡三島村 | 46303 |

| 市町村名 | 住所コード |
|---|---|
| 大島郡大和村 | 46523 |
| 大島郡宇検村 | 46524 |
| 大島郡瀬戸内町 | 46525 |
| 大島郡龍郷町 | 46527 |

| | |
|---|---|
| 阿久根市 | 46206 |
| 奄美市 | 46222 |
| 出水市 | 46208 |
| 伊佐市 | 46224 |
| 指宿市 | 46210 |
| 南さつま市 | 46219 |
| 霧島市 | 46220 |
| 西之表市 | 46213 |
| 垂水市 | 46214 |
| 薩摩川内市 | 46215 |
| 日置市 | 46216 |
| 曽於市 | 46217 |

| | |
|---|---|
| 鹿児島郡十島村 | 46304 |
| 薩摩郡さつま町 | 46392 |
| 出水郡長島町 | 46404 |
| 姶良郡湧水町 | 46452 |
| 曽於郡大崎町 | 46468 |
| 肝属郡東串良町 | 46482 |
| 肝属郡錦江町 | 46490 |
| 肝属郡南大隅町 | 46491 |
| 肝属郡肝付町 | 46492 |
| 熊毛郡中種子町 | 46501 |
| 熊毛郡南種子町 | 46502 |
| 熊毛郡屋久島町 | 46505 |

| | |
|---|---|
| 大島郡喜界町 | 46529 |
| 大島郡徳之島町 | 46530 |
| 大島郡天城町 | 46531 |
| 大島郡伊仙町 | 46532 |
| 大島郡和泊町 | 46533 |
| 大島郡知名町 | 46534 |
| 大島郡与論町 | 46535 |

## ８　留意事項

⑴　提出前に、申請に必要な書類がそろっているか確認してください。
- 　申請書の記入もれ、記入誤り及び押印もれはないか。
- 　添付書類は、全てそろっているか。

⑵　採用候補者が次の事例に該当する場合は、採用内定が取消しとなります。
（ア）保護者が県外に転居する場合
（イ）採用候補となった奨学金に定められている対象校種以外に進学する場合

⑶　生活保護受給世帯について
　奨学金の貸与が収入と認定され、保護費等を減額調整されたり、奨学金を辞退するよう指導される場合がありますので、市町村役場又は福祉事務所等へ必ず相談をした上で申し込んでください。

⑷　市町村等が実施する奨学金との重複貸与について
　市町村等によっては、他の奨学金との重複貸与を認めていない場合がありますので、併願をしている場合は、必ず市町村等へ確認をしてください。

## ９　申請から採用候補者の認定まで

⑴　在学する高等学校を通して申請してください。
⑵　選考については、令和８年７月上旬までに募集人員の範囲内で採用候補者等を認定し、高等学校等へ通知します。

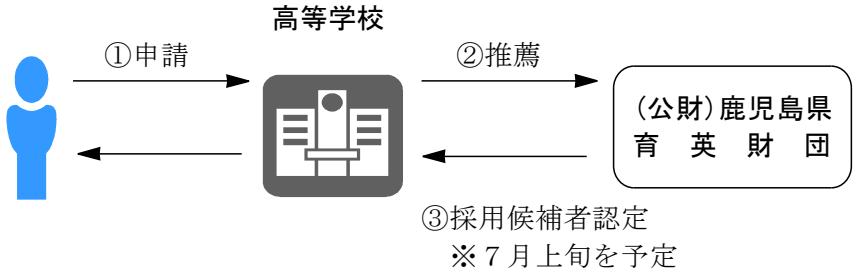

## 10 採用決定までの流れ

上記９の⑵の通知を受けた者には、当財団から学校に「誓約書・奨学金借用証書」の様式を送付し、採用候補者から、当財団への「誓約書・奨学金借用証書」の提出を確認した後、正式に奨学生として採用決定し、奨学金を交付します。

また、「誓約書・奨学金借用証書」の提出に当たっては、**第一・第二連帯保証人が必要となり、両連帯保証人の自署及び印鑑登録証明書の提出が必要**となります。提出期限も短いため、事前に関係者間で、奨学金返還についての共通した認識を持っておいてください。

なお、**決められた期日までに、「誓約書・奨学金借用証書」の提出のない場合や、不備の修正等が完了しなかった場合は、採用候補の認定を取り消します**。

**連帯保証人**について

・　第一連帯保証人には、親権を持つ父母のどちらか（親権者がいない場合は後見人）を選任してください。

・　自己破産者（免責になった者も含む。）や再生債務者及び未成年者は選任できません。（父母とも自己破産者の場合は、本人の親族を選任してください。）

・　第二連帯保証人には、本人及び第一連帯保証人とは別生計の人を選任してください。

## 11 奨学金の貸与方法と交付日

奨学金は、**奨学生本人名義の鹿児島銀行の普通預金口座**に振り込みます。

| 該当月 | 交付日（採用初年度） | 交付日（次年度以降） |
|---|---|---|
| ４～６月分の奨学金 | ７　月　末 | ５月 10 日 |
| ７～９月分の奨学金 | | ７月 10 日 |
| 10～12月分の奨学金 | 10 月 10 日 | 10 月 10 日 |
| １～３月分の奨学金 | １月 10 日 | １月 10 日 |

※交付日が土・日及び祝日の場合は前営業日を予定しています。

## 12 奨学金の返還

⑴　奨学金は貸与制（無利息）であり、貸与終了後は**返還の義務があります。**

⑵　返還開始時期は、高等学校等を卒業した日、奨学金の貸与期間が満了した日又は貸与を取り消された日から６か月経過後（７か月目）からです。

⑶　貸与を受けた奨学金は、口座振替により月賦で返還することになります。

⑷　正当な理由がなく、奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、延滞利息を支払うことになります。

⑸　次の場合は、**申請により奨学金返還の履行期限を猶予することができます。**

ア　在学中に、貸与期間が満了した場合、又は貸与を取り消された場合は、６か月経過したときから、退学又は卒業後６か月までの期間

イ　退学又は卒業後、返還開始前に他の学校等へ入学した場合は、返還開始時から、他の学校等を退学又は卒業後６か月までの期間
　更に、他の学校等へ入学した場合も同様の期間

ウ　返還開始後、他の学校等へ入学した場合は、入学したときから、退学又は卒業後６か月までの期間

エ　理事長がやむを得ない事情があると認めた場合

【返還額（参考）】

| 種類 | 区分 | 通学区分 | 貸与月額 | ３年間の貸与総額 | 返還回数 | 月賦返還額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 高校奨学金・再編整備特別奨学金 | 国公立 | 自宅 | 18,000 円 | 648,000 円 | 130 回以内 | 5,000 円以上 |
| | | 自宅外 | 23,000 円 | 828,000 円 | 124 回以内 | 6,700 円以上 |
| | 私立 | 自宅 | 30,000 円 | 1,080,000 円 | 144 回以内 | 7,500 円以上 |
| | | 自宅外 | 35,000 円 | 1,260,000 円 | 150 回以内 | 8,400 円以上 |
| 交通遺児奨学金 | 国公立 | | 24,000 円 | 864,000 円 | 129 回以内 | 6,700 円以上 |
| | 私　立 | | 36,000 円 | 1,296,000 円 | 155 回以内 | 8,400 円以上 |

＊　全額又は一部繰上返還をすることが可能です。

別表

| 再編整備による新設高等学校 | 出身中学校等 |
|---|---|
| 鹿児島県立川薩清修館高等学校<br>鹿児島県立薩摩中央高等学校<br>鹿児島県立鶴翔高等学校 | 薩摩川内市（里中及び海星中を除く。）、さつま町、出水市、阿久根市及び長島（獅子島中を除く。）の区域内にある中学校等 |
| 鹿児島県立霧島高等学校 | 伊佐市、霧島市、姶良市及び湧水町の区域内にある中学校並びに吉田北中、吉田南中、祁答院中及び輝北中 |
| 鹿児島県立曽於高等学校 | 曽於市、志布志市、鹿屋市、垂水市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町及び肝付町の区域内にある中学校等 |
| 鹿児島県立種子島高等学校<br>鹿児島県立種子島中央高等学校 | 西之表市、中種子町、南種子町及び屋久島町（金岳中を除く。）の区域内にある中学校 |
| 鹿児島県立徳之島高等学校 | 奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町（与路中及び池地中を除く。）、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町及び与論町の区域内にある中学校 |

別紙１

## 貸与額算定基準額の算定方法

（高等学校奨学金「学力基準ア」・交通遺児等奨学金の場合）

生計維持者の貸与額算定基準額の合計が**189,400円以下（交通遺児等奨学金は381,500円以下）**であれば、家計基準を満たします。

**「貸与額算定基準額」＝①「課税標準額」×６％－②「市町村民税調整控除額」－③「多子控除」－④「ひとり親控除」－⑤「通学控除」**
**（※100円未満切捨て）**

※　市町村民税所得割が非課税の場合及び生活保護受給世帯は、この計算式にかかわらず、貸与額算定基準額が０円とみなします。
　ただし、ふるさと納税等による寄付金控除、住宅ローン控除、定額減税等の臨時的な減税措置等に基づく税額控除や、市町村民税の減免は、貸与額算定基準額に影響しません。よって、これらの適用により所得割が非課税となっていても、貸与額算定基準額は０円にならない場合があります。

**①「課税標準額」**
生計維持者の所得額課税額証明書で確認します。
市区町村によって様式が異なり、課税標準額の記載方法が異なる場合があります。
課税標準額（総合分）と課税標準額（分離分）が分かれて記載されている場合は、合計した額となります。

**②「市町村民税調整控除額」**
生計維持者の所得額課税額証明書で確認します。
記載がない場合は、０円として審査します。

**③「多子控除」**
生計維持者が２人を超える子どもを扶養している場合、２人を超える子ども１人につき40,000円を控除します。
申請日時点において、生計維持者が扶養する子どもの数で判断します。
例：生計維持者が申請者と、中学生の弟、小学生の妹の３人を扶養している場合の控除額
（３－２）人×40,000円＝40,000円となります。

**④「ひとり親控除」**
ひとり親世帯に該当する場合に、40,000円控除します。

**⑤「通学控除」**
全員に対し、22,000円控除します。

別紙２

## 貸与額算定基準額の算定方法

（高等学校奨学金「学力基準イ」の場合）

生計維持者の貸与額算定基準額の合計が51,300円以下であれば、家計基準を満たします。

| |
|---|
| 「貸与額算定基準額」（※100円未満切捨て） ＝ ①「課税標準額」 × ６％ －（②「市町村民税調整控除額」 ＋ ③「市町村民税調整額」） |

※　市町村民税所得割が非課税の場合及び生活保護受給世帯は、この計算式にかかわらず、貸与額算定基準額が０円とみなします。
　ただし、ふるさと納税等による寄付金控除、住宅ローン控除、定額減税等の臨時的な減税措置等に基づく税額控除や、市町村民税の減免は、貸与額算定基準額に影響しません。よって、これらの適用により所得割が非課税となっていても、貸与額算定基準額は０円にならない場合があります。

**①「課税標準額」**

生計維持者の所得額課税額証明書で確認します。
市区町村によって様式が異なり、課税標準額の記載方法が異なる場合があります。
課税標準額（総合分）と課税標準額（分離分）が分かれて記載されている場合は、合計した額となります。

**②「市町村民税調整控除額」**

生計維持者の所得額課税額証明書で確認します。
記載がない場合は、０円として審査します。

**③「市町村民税調整額」**

生計維持者の所得額課税額証明書で確認します。
記載がない場合は、０円として審査します。

参考資料

# 生計維持者について

生計維持者とは、原則申請者の父母（父母ともにいない場合は、代わって生計を維持している者）です。

≪生計維持者となる者の例≫

| Ⅰ | 父母ともにいる場合 | 生計維持者 |
|---|---|---|
| 1 | 父母と同居・別居 | 父母（２名）<br>※父母が無職無収入の場合でも生計維持者となります。<br>※以下のような場合でも父母（２名）が生計維持者となります。<br>・申請者自身のアルバイト収入で生計を立てている場合<br>・父母と離れて暮らす社会人の兄と同居している場合　等 |
| 2 | 父母どちらか又は両方が海外赴任・単身赴任 | |
| **Ⅱ** | **父母が離婚調停中** | **生計維持者** |
| 1 | 父母が離婚調停中 | 父母（２名）<br>※離婚調停中でも原則は父母となります。 |
| 2 | 父母が離婚調停中（父又は母は別居しており、一切の支援を得られない） | 申請者の生活を支援する父又は母（１名） |
| **Ⅲ** | **父母が離婚** | **生計維持者** |
| 1 | 父母が離婚し、父又は母（いずれか一方）と同居している | 同居している父又は母（１名）<br>※申請者と別居している父又は母から日常的に金銭的支援を受けている場合は２名となります。 |
| 2 | 父母が離婚後、再婚（事実婚を含む）している | 父又は母と再婚相手（２名） |
| **Ⅳ** | **父母と死別、又は意識不明** | **生計維持者** |
| 1 | 父又は母と死別（再婚していない） | 左記に該当しない父又は母（１名） |
| 2 | 父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている | 主に支援をしている親族（１名）<br>※支援をしている人が複数人であっても、主に生計を維持している１名となります。 |
| 3 | 父又は母が意識不明（精神疾患含む）により意思疎通ができない | 意思疎通できる父又は母（１名）<br>※意思疎通ができない父又は母は生計維持者に含みません。 |
| **Ⅴ** | **申請者が生計維持者となる場合（独立生計者）** | **生計維持者** |
| 1 | 社会的養護を必要とし、１８歳となる前日に児童養護施設等に入所している（いた）又は里親に養育されている（いた） | 申請者（１名）<br>※左記に該当する場合、父母の有無にかかわらず、申請者（１名）が生計維持者となります。 |
| 2 | 申請者が結婚しており、申請者が納税手続きにおいて配偶者を扶養している | 申請者（１名） |

（注１）上記に該当する例がなく、生計維持者の判断ができない場合は、育英財団へお問い合わせください。

（注２）生計維持者は、無職（専業主婦（夫））や扶養されている場合も関係なく、所得額課税額証明書の提出が必要です。

（注３）事実関係が確認できる証明書の提出を求める場合があります。

参考資料

# 所得額課税額証明書について

家計基準となる貸与額算定基準額は、提出された所得額課税額証明書に記載してある課税情報等に基づいて算定し、審査を行います。
所定の項目①～⑦が記載された証明書を提出してください。

◆所得額課税額証明書の一例　　※様式は、市町村によって異なります。

令和 ● 年度　（令和 ● 年度分）　市民税・県民税　所得額・課税額証明書

**※名称が市町村により異なる場合があります。**

賦課期日住所

賦課期日氏名

| 所得等の内訳 | 所得金額(円) | 所得等の内訳 | 所得金額(円) | 所得控除の内訳 | 所得控除額(円) |
|---|---|---|---|---|---|
| 給与収入 | ●,●●●,●●● | | | 雑損<br>医療費 | |
| 公的年金等収入 | | | | 社会保険料<br>小規模企業 | ④ |
| 給与（調整控除後） | ●●●,●●● | | | 生命保険料<br>地震保険料 | |
| 以下余白 | | | | 寄付金<br>本人 | |
| | | | | 配偶者<br>配偶者特別 | |
| | | | | 扶養<br>基礎 | ⑤ |
| | ⑦ | 総所得金額 | ●●●,●●● | 所得控除合計(円) | ●●●,●●● |
| | ⑥ | 合計所得金額 | | ① 課税標準額(円) | 500,000 |

| 扶養・本人区分等 | | |
|---|---|---|
| 同一生計配偶者 | | 無 |
| 扶養 | （内同居） | （　0人） |
| | 老人 | 0人 |
| | 特定 | 0人 |
| | その他 | 1人 |
| | 16歳未満 | 0人 |
| 障害者 | （内同居） | （　0人） |
| | 特別障害 | 0人 |
| | その他障害 | 0人 |
| 本人 | | ひとり親 |

②・③税額控除額(円)

| 区分 | 市民税 | 県民税 |
|---|---|---|
| 調整控除 | 1,500 | 1,000 |
| 税額調整額 | 0 | 0 |
| 配当控除 | 0 | 0 |
| 住宅借入金等特別控除 | 0 | 0 |
| 寄付金控除 | 0 | 0 |
| 外国税額控除 | 0 | 0 |
| 配当・譲渡割控除 | 0 | 0 |
| 以下余白 | | |

**【注意事項】**

「所得額課税額証明書」の名称及び様式は、各市町村によって異なります。

所定の項目①～⑦が記載された証明書の発行について、コンビニ交付されない市区町村がありますので、交付を受ける際は、市区町村の税担当窓口へ確認してください。

**①課税標準額**

「課税総所得金額」など、例とは別の表現で記載されている場合もあります。

**②市町村民税調整控除額**

控除がない場合、記載が省略されている場合があります。記載がない場合は、０円として審査します。

**③市町村民税調整額**

控除がない場合、記載が省略されている場合があります。記載がない場合は、０円として審査します。

**④扶養扶養親族数及び内訳**

**⑤本人該当区分**

**⑥合計所得金額**

**⑦総所得金額**

空　白

第１号様式

**記入上の注意**

# 奨学金貸与申請書（高等学校等奨学生：在学募集）

※裏面の保護者自署欄以外は、全て申請者（生徒本人）が記入すること

**学校が記入します**

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ※奨学金種類 | ・高等学校奨学金　・高等学校再編整備特別奨学金　・交通遺児等奨学金 | | | | |
| 学校名 | ※全・定・通　学校コード | ○○高校 | 学科名 | 普通科 | 学年 1年 |
| 氏名 | フリガナ　イクエイ　タロウ<br>育英　太郎 | | 生年月日 | 昭和・平成　22年　5月　1日 | |

**住所コード一覧から転記**

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 家族住所等 | 〒 890－8577<br>住所コード 4 6 2 0 1 | 鹿児島県　鹿児島市鴨池新町　○－○ | | |
| | アパート名（マンション）部屋番号 | 育英アパート１０１号室 | 電話番号 | 090－××××－×××× |
| | | | ※携帯電話番号を記入した場合は、続柄 | （　母　） |
| ※通学区分 | 自宅通学　・　自宅外通学 | | | |

| | |
|---|---|
| 貸与開始から卒業までの正規の修学期間 | 令和８年４月から令和１１年３月まで（　３年間） |

**看護科は5年、通信制・定時制は4年と記入**

| | |
|---|---|
| ※世帯の状況 | ・ひとり親世帯　・生活保護受給世帯　・児童養護施設等入所　・該当なし |

生計維持者について

※生計維持者は申請者の父母（２名）です。（ひとり親世帯等を除く。）
父母がいない場合は、これに代わって家計を支えている者となります。

| | 本人との続柄 | 氏名 | 年齢 | ※所得額課税額証明書を提出する場合は記入<br>課税標準額 | 市町村民税調整控除額及び市町村民税調整額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 父 | 育英　秋男 | 45 | 1,681,000 円 | 調整控除額 1,500 円<br>調整額 0 円 |
| 2 | 母 | 育英　春子 | 45 | 0 円 | 調整控除額 0 円<br>調整額 0 円 |

生計維持者が扶養する子どもについて

| | 本人との続柄 | 氏名 | 年齢 | 在学学校<br>学校名 | 学年 | 育英財団の奨学生又は返還中の場合は奨学生番号（７桁）を記入してください。 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 本人 | 育英　太郎 | 15 | ○○高校 | 1 | |
| 2 | 姉 | 育英　花子 | 20 | 無　職 | | XXXXXXX |
| 3 | 弟 | 育英　二郎 | 9 | ○○小学校 | 4 | |
| 4 | | | | | | |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |

**奨学生番号（7桁）を記入**

| 奨学金貸与申請に至った家庭の生活状況やその他特記すべき事情を詳しく記入してください。 |
| --- |
| |
| |
| |
| |
| |

| 高等学校等での目標（頑張りたいことや希望進路等）を**１００文字以上**で記入してください。 |
| --- |
| |
| |
| |
| |
| |

| 奨学金は、給付型（もらう）ではなく、貸与型（借りる）であり、卒業後は、必ず返還が必要となります。卒業後の奨学金返還の計画、決意を記入してください。 |
| --- |
| |
| |
| |
| |
| |

貴財団の奨学生として採用の上、奨学金を貸与してくださるよう申請します。

令和　　年　　月　　日

本　人　　氏名　**育英　太郎**　　育英印
（本人自署）

保護者　　氏名　**育英　秋男**　　育英印
（保護者自署）

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長　殿

**各自自署の上、本人印と保護者印は、異なる印章を使用すること。**

【注意事項】

⑴　※印の欄は、該当するものを〇で囲むこと。

⑵　「住所コード」欄は、別添「住所コード一覧」を参照し記入すること。

⑶　「貸与開始から卒業までの正規の修学期間」欄は、看護学科の場合５年間、通信制・定時制の場合４年間。

＊　御記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

# 奨学金関係Ｑ＆Ａ

| | |
|---|---|
| 1 | **育英財団奨学金の貸与を申請すれば、必ず採用されますか。** |
| | 申請者の人物・学力・家計の基準を総合的に審査・選考します。<br>基準や資格を満たしていても、応募者が多い場合は、採用されないことがあります。 |

| | |
|---|---|
| 2 | **保護者は、鹿児島県内居住者でなければなりませんか。** |
| | 保護者が鹿児島県内に居住していることが条件となります。（国籍不問）<br>県外に居住している場合、お住まいの自治体へお問い合わせください。 |

| | |
|---|---|
| 3 | **県外の高等学校に在籍していますが、申請はできますか。** |
| | 保護者が鹿児島県内に居住していれば、県外の高等学校に在籍していても申請できます。 |

| | |
|---|---|
| 4 | **生活保護を受給していますが、奨学金の申請は可能ですか。** |
| | 申請は可能です。<br>ただし、奨学金等の貸付を受けなくても、高等学校への就学が可能となるよう、生活保護で高等学校等就学費を給付される制度があります。<br>奨学金の貸与を希望される場合、保護費等が減額調整される場合もありますので、事前に福祉事務所等に相談してください。 |

| | |
|---|---|
| 5 | **入学前に奨学金の貸与を受けたいのですが、入学一時金等の制度はありますか。** |
| | ありません。<br>なお、市町村で高等学校入学者向けの一時金貸与を実施している場合がありますので、詳細についてはお住まいの市町村へお問い合わせください。 |

| | |
|---|---|
| 6 | **育英財団奨学金と他の団体が実施する奨学金を併せて申請したいのですが、併用は可能ですか。** |
| | 育英財団は日本学生支援機構との併用は認めていませんが、それ以外の団体が実施する奨学金の併用を認めています。<br>ただし、育英財団との併用を認めていない奨学金もありますので、申請前に併用したい奨学金の実施団体へお問い合わせください。 |

| | |
|---|---|
| 7 | **生計維持者である父（母）は無職ですが、所得額課税額証明書は必要ですか。** |
| | 無職であっても必ず生計維持者全員の所得額課税額証明書の提出が必要です。 |

| | |
|---|---|
| 8 | **同居の兄弟や祖父母の所得額課税額証明書の提出は必要ですか。** |
| | 生計維持者（原則、父母）以外の所得額課税額証明書の提出は必要ありません。 |

| | |
|---|---|
| 9 | **育英財団奨学金の貸与を受けている兄姉がいる場合、弟妹は貸与の申請ができますか。** |
| | 申請できます。<br>財団で審査の上、採用が決定した場合は、貸与を受けることができます。 |

# 奨学金関係Ｑ＆Ａ

| | |
|---|---|
| 10 | **予約募集で不採用通知が届きましたが、在学募集で再申請しても、また不採用となりますか。** |
| | 予約募集で不採用であっても、在学募集申請時の家庭状況等により採用となる場合もあります。 |

| | |
|---|---|
| 11 | **第二連帯保証人に年齢制限はありますか。** |
| | 年齢制限はありません。<br>第二連帯保証人には、本人及び第一連帯保証人と別生計である成年者で、連絡先が明確であって、債務保証能力のある方を選定できます。<br>この条件を満たす者であれば、例えば、無職の祖父（70歳）であっても第二連帯保証人に選定できます。<br>ただし、いずれの連帯保証人も自己破産者（免責になった者も含む。）及び再生債務者等保証能力がない人は認められません。<br><br>選定された連帯保証人は、採用候補と認定された後に提出する「誓約書・奨学金借用証書」への自署及び印鑑登録証明書の提出が必要です。 |

| | |
|---|---|
| 12 | **奨学金はいつ頃交付されますか。** |
| | ５月・７月・10月・１月の10日が交付日になります。<br>ただし、予約募集採用者の第１回交付（４～６月分）は５月末、在学募集採用者の第１回交付（４～９月分）は７月末を予定しています。<br>なお、交付日が土・日及び祝日の場合は、前営業日を予定しています。 |

<table>
<tr><th>該当月</th><th>継続者</th><th>予約採用</th><th>在学採用</th></tr>
<tr><td>４月～６月分</td><td>5月10日</td><td>５月末</td><td rowspan="2">７月末</td></tr>
<tr><td>７月～９月分</td><td>7月10日</td><td>7月10日</td></tr>
<tr><td>10月～12月分</td><td>10月10日</td><td>10月10日</td><td>10月10日</td></tr>
<tr><td>１月～３月分</td><td>1月10日</td><td>1月10日</td><td>1月10日</td></tr>
</table>

公益財団法人鹿児島県育英財団

〒890-8577　鹿児島市鴨池新町10番1号（県庁17階）
TEL 099-286-5244　　FAX 099-286-5229
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞURL：http://www.kagoshima-ikuei.jp